

小林市広報紙広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、小林市有料広告掲載要綱（平成20年小林市告示第18号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が発行する広報紙「広報こばやし」（以下「広報紙」という。）における広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告掲載の内容は、要綱及び別に定める基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告掲載の位置、枠数等は広報紙の目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の製作等)

第4条 広告物の原稿は、広告主（要綱第2条第3号に規定する広告主をいう。以下同じ。）又は広告取扱業者（要綱第2条第4号に規定する広告取扱業者をいう。以下同じ。）が、市長の指定する仕様に従って製作するものとし、当該製作経費は広告主が負担するものとする。

2 前項の規定により製作した広告物の原稿の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告の掲載回数)

第5条 広告の掲載回数は、広報紙1月分を単位とし、12月分を限度とする。ただし、再掲載を妨げない。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 広報紙、市ホームページ等の広報媒体を活用して公募する方法

(2) 広告取扱業者に広告掲載希望者の募集を依頼する方法
(広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、小林市広報紙広告申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告物の原稿等を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 広告取扱業者を通じて広告主を募集するものについては、広告取扱業者が前項の規定による申込みをしなければならない。
(広告掲載の審査)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第11条に規定する小林市広告掲載審査委員会による会議（以下「会議」という。）を開催し、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を審査するものとする。ただし、会議の開催が困難な場合は、事案を委員に回議してその会議に代えることができる。

(審査結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果を、当該広告掲載の申込みをした者に対し、小林市広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(掲載内容の修正)

第11条 市長は、前条の規定により広告物を掲載する旨の通知をした後において、事情変更等により当該広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は広告取扱

業者に対し、広告物の内容等の修正を求めることができる。

(掲載の停止等)

第12条 市長は、前条の規定により広告物の内容等を修正した場合において、なお要綱及び基準に適合しないと認めるときは、掲載の停止又は中止を行うものとする。

(広告掲載料の支払)

第13条 広告物の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、市長が別に定める。

2 広告主又は広告取扱業者は、市長が指定する期日までに第5条に規定する広告掲載回数に係る広告掲載料を原則一括して前納しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 市長は、広告主又は広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、掲載しなかった回数に応じて、納付済みの金額を還付する。

2 前項の規定により還付するときは、利子を付さないものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

小林市長様

小林市広報紙広告申込書

小林市が提供する広報紙への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地		
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職・氏名	(印)	
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		e-mail	
業 種			
掲載希望号・希望枠数		(掲載回数は1月分単位とし、最長12月分まで) (枠は1枠分、2枠分、4枠分、6枠分又は8枠分のいずれか) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)	
広告の内容(広告タイトル、広告上で使用する文章や写真など)			
原稿を別途添付してください。			
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市の広告関連規定を遵守します。 ・市税の滞納はありません。 ・小林市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 		
備 考	添付書類 1 会社事業概要書		

受付日： 年 月 日

〈注意事項〉

※応募多数の場合は、抽選により掲載する広告を決定します。

※広告内容を審査の上、掲載の可否を後日通知します。

年 月 日

小林市広報紙広告掲載決定通知書

様

小林市長

印

年 月 日付けで申込みのありました小林市広報紙への広告掲載について、次のように決定しましたので通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。
掲載号・枠数	年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分) 年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)、年 月号 (枠分)
広告掲載料	円
掲載しない理由	
その他	

備考：広告掲載料は、 年 月 日までに同封の税外徴収票により納付してください。